



スポーツを

楽しみませんか



区民体育大会（フットサル部）参加チームを募集

期日・内容
▽7月27日（日）：予選▽8月3日（日）…決勝

時間
午前9時～午後6時（予定）
会場
荒川総合スポーツセンター
対象
区サッカー協会加盟チームまたは区内在住・在勤・在学の方で組織したチーム、24チーム（抽選）

参加費
（1チーム）5千円
申込み方法
区役所3階スポーツ振興課等で配布する申込書に必要事項を明記し、郵送、6月30日必着

主催
荒川区、荒川区教育委員会、荒川区体育協会
主管
荒川区サッカー協会

主催
荒川区、荒川区教育委員会、荒川区体育協会
主管
荒川区サッカー協会

主催
荒川区、荒川区教育委員会、荒川区体育協会
主管
荒川区サッカー協会

教室名	期日	時間	対象	定員	申込み時間	受講料	
かけっこ教室	7月22日(火) ～25日(金)	午前9時30分～10時30分	年中～小学生	20人	午前10時30分 ～11時	2480円	
はじめて教室①		午前10時30分～11時30分	3歳～未就学児	25人			
はじめてなわとび		午後1時～2時	4歳～未就学児				
逆上がり①		午後2時～3時	年中～小学生				
幼児体操①		午後3時15分～4時15分	4歳～未就学児				
レベルアップ体操①		午後4時15分～5時15分	年中～小学生				
球技教室	7月28日(月) ～8月1日(金)	午前9時30分～10時30分	小学生	20人	3100円		
幼児サッカー		午前10時30分～11時30分	年中～未就学児				
上達なわとび	7月29日(火) ～8月1日(金)	午後1時～2時	年中～小学生	25人	午前11時15分 ～11時45分	2480円	
逆上がり②		午後2時～3時					
幼児トランポリン②		午後3時15分～4時15分	4歳～未就学児				
上達トランポリン②		午後4時15分～5時15分	年長～小学生				
日替わりA③	8月4日(月) ～7日(木)	午前9時30分～10時30分	年長～小学生	20人			25人
日替わりB③		午前10時30分～11時30分	4歳～未就学児				
いろいろボール		午後1時～2時	年中～未就学児	25人			
逆上がり③		午後2時～3時	年中～小学生				
幼児体操③		午後3時15分～4時15分	4歳～未就学児				
レベルアップ体操③		午後4時15分～5時15分	年中～小学生				
サッカー教室	8月18日(月) ～22日(金)	午前9時30分～10時30分	年長～小学生	20人	3100円		
はじめて教室④		午前10時30分～11時30分	3歳～未就学児	25人			
側転・逆立ち教室		午後1時～2時	年長～小学生				
鉄棒克服		午後2時～3時	年少～未就学児				
幼児トランポリン④		午後3時15分～4時15分	4歳～未就学児				15人
上達トランポリン④		午後4時15分～5時15分	年中～小学生				
日替わりA⑤	8月25日(月) ～29日(金)	午前9時30分～10時30分	年長～小学生	20人	1860円		
日替わりB⑤		午前10時30分～11時30分	4歳～年長				
かけっこ上達	8月25日(月) ～27日(水)	午後1時～2時	年中～小学生	25人			
逆上がり⑤		午後2時～3時					
幼児体操⑤		午後3時15分～4時15分	4歳～未就学児				
レベルアップ体操⑤		午後4時15分～5時15分	年長～小学生			20人	

布する申込用紙に必要事項を明記し、参加費を添えてスポーツ振興課へ持参
 ＊団体リレーを除き、一人2種目まで参加出来ます
 ＊小・中学生は、保護者の同意が必要です

締切り
7月4日（金）

主催
荒川区、荒川区教育委員会、荒川区体育協会

主管
荒川区水泳連盟

申込み・問合せ
スポーツ振興課（区役所3階） ☎内線3374

夏期短期子ども

スポーツ教室

期間
7月22日（火）～8月29日（金）

時間・教室等
左表のとおり

申込み方法
7月12日（土）に、左表の申込み時間に受講料を添えて、荒川総合スポーツセンター11階ホールで（抽選）

会場・申込み・問合せ
荒川総合スポーツセンター

申込み方法
スポーツ振興課、荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス等で配

ルールを守って明るい選挙

政治家の寄附は

禁止されています



「三ない運動」は、公職選挙法で禁止されている寄附をしないようにしようという運動です。

政治家（候補者、候補者となる者）は、もちろん、有権者一人ひとりが意識を高めることが求められています。

政治家は選挙区内の人に寄附を贈らない

選挙区内の人は政治家に寄附を求めない

政治家から選挙区内の人への寄附は受け取らない

①政治家の寄附の禁止

政治家が、選挙区内の人に対して寄附をすることは、罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

■禁止されている主な寄附

△祭りへの寄附や差し入れ
 △地域の運動会やスポーツ大会への賞品や飲食物の差し入れ

△町内会の催し物への寸志や景品、飲食物の差し入れ

△中元・歳暮

△結婚祝い

△葬式の香典・花輪・供花

△落成式・開店祝い

△病氣などの見舞い

△入学・卒業祝い

△選挙区内に事務所等がある団体（日本赤十字社など）への募金

■罰則の対象とならないもの

△政治家自身が出席する結婚披露宴での祝儀、葬式での香典（社交の程度を超えないもの）

△政党や親族に対するもの

△政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供を除く）

△後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（後援会）が、花輪や供花、香典、祝儀などを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすることは、罰則をもって禁止されています。

③有権者の政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることは禁止されており、政治家を威圧して、あるいは政治家の当選や被選挙権を失わせる目的で、寄附の勧誘や要求をすると罰則の対象となります。

また、政治家名義の寄附を求め

ることも禁止されており、威圧して求めると罰則の対象となります。

④あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人に対するあいさつを目的として、新聞や雑誌・テレビ・ラジオなどに有料の広告を出すことは、罰則をもって禁止されています。

また、政治家や後援団体に

対し、あいさつを目的とする有料の広告

を求めることも禁止されています。威圧して求めると罰則の対象となります。

⑤時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、時候のあいさつ状（電報などを含む）を出すことは禁止されています。

⑥公民権の停止

①～④によって処罰されると、公民権（選挙権、被選挙権）停止の対象となります。

●政治家への案内状には会費の明示を

実費を伴う行事や会費が必要とされる催しの案内状には、必ず会費を明示して下さい。

◇

問合せ 選挙管理委員会事務局

☎内線3411

明るい選挙 ポスター コンクール 作品を募集

対象
区内在住・在学の小学生、中学生、高校生

内容
投票参加を求めるもの、明るい選挙を表現するものなどで自作のもの、一人1点（画材は自由）

大きさ等
画用紙で、原則として四ツ切（542ミ×382ミ）

応募方法
作品の裏面右下に、区名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記し、9月5日（金）までに持参

＊学校を通じて応募する場合は、学校の指示に従って下さい

＊応募作品は返却しません

＊応募作品は返却しません



行こう選挙

25年度に「公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞」を受賞した柴山美緒さんの作品

審査
小学生・中学生・高校生の各部門別に入賞作品を決定

＊区の入選作品は東京都の審査の対象となります

発表
（審査結果）11月初旬

賞
入賞者には賞状と記念品を差し上げます（応募者全員に記念品を贈呈）

＊入賞作品は、主催者が選挙の啓発活動に使用し、入賞者の学校名・学年・氏名を公表します

応募・問合せ
選挙管理委員会事務局（区役所6階）

☎内線3411